

# 主要事業

産婦健康診査事業

**【新規】** 200万円

出産間もない時期の産婦に対する健康診査の実施

妊婦歯科検診事業

**【新規】** 50万円

妊娠期における歯科検診の実施

保育士確保対策事業

**【新規】** 1335万円

公立幼稚園、保育園およびこども園に勤務する臨時保育士の処遇改善、臨時保育士の免許更新などに係る費用の助成

保育士養成奨学金貸付事業

264万円

保育士の資格取得のための奨学金の貸し付け

こども園施設整備事業

2億7623万円

成羽認定こども園建設のための建築工事、備品購入、監理など

幼稚園施設整備事業

**【新規】** 1130万円

市内幼稚園にエアコンを整備

放課後児童健全育成事業

**【新規】** 1319万円

成羽児童保育の整備(成羽小学校舎内へ移転)

養護老人ホーム統合改築事業

8億8643万円

養護老人ホーム建設のための建築工事、監理など

生活困窮者自立支援事業

**【拡充】** 1152万円

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への支援、また今年度から「家計相談支援事業」を新たに実施

地域文化と心豊かな人を育むまち

公衆無線LAN環境整備事業

**【新規】** 7100万円

ICT(情報通信技術)などを有効に活用するため、ポータブル端末の普及・整備に合わせ市内の小学校に無線LANを整備



旧高梁中央図書館

外国語教育推進事業

**【拡充】** 3481万円

充実した外国語教育の推進

方谷記念館整備事業

**【新規】** 2366万円

山田方谷の業績を顕彰し全国へPRするため、旧高梁中央図書館を「山田方谷記念館(仮称)」として整備

スポーツ振興アドバイザー事業

**【新規】** 160万円

サッカースタジアムの完成により、市内のスポーツ施設を総合的に活用したマネジメントを実施

有漢スポーツパーク整備事業

**【新規】** 1億2391万円

有漢グラウンドゴルフ場の整備(既存の南側に1コース増設)

## 生活道整備事業助成

私道の整備に対して助成金を支給します。

### 補助の条件

- ① 道路の一端が公道に接している
- ② 道路の幅員が2m以上
- ③ 道路が築造後5年以上経過している
- ④ 工事完成後5年以内に掘削する計画がない
- ⑤ 道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している

※交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

### 補助対象となる事業

- ① 舗装・側溝・土留め擁壁整備
  - ② 災害復旧工事
- 補助対象経費** 申請額が国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額
- 補助率・限度額**
- ① の事業：10分の5以内(限度額50万円)
  - ② の事業：10分の9以内(限度額300万円)

## 小規模建設工事助成

地区が市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)に施工する小規模な建設

## 市民と行政の協働と連携で自立するまち

国際教育交流事業

**【新規】** 155万円

フランス・アンペール高校と市内高校との教育交流の締結、相互派遣に向けた取り組みの推進

ふるさと納税推進事業

**【新規】** 216万円

ふるさと納税に係る事務の外部委託などにより、官民協働で返礼品の掘り起しや寄付額の増加を図る

成羽複合施設整備事業

6億9930万円

成羽地域の公共施設の機能を集約、また文化ホールを有する施設の設計、監理、工事など



工事に対し、助成金や材料の支給を行っています。

**助成対象** 受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので、用地、隣地と利害関係人の同意があること

**助成内容** 小型重機・運搬用車両など機械借上料に対する助成金の交付および施工に必要な砕石など材料の支給。(限度額50万円)

※いずれの助成も、着工前に申請書および添付書類を提出してください。各種助成事業に関する申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

**問**(申請先)建設課 ☎(21)0232 / 農林課 ☎(21)0222 / 西部土木事務所 ☎(45)4510



## 市からのお知らせ

### 高梁市若者定住促進住宅助成金

事業区分	対象者	対象事業	助成金の額	QRコード
住宅を新築する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	○用地取得 購入代金が200万円以上の住宅用地の購入	購入代金の10分の1 交付限度額：100万円	
		○住宅新築 台所、風呂および便所を有する延床面積70㎡以上の住宅の新築(共同住宅を除く)	市内業者施工 ○三世帯同居・近居世帯60万円 ○15歳以下養育世帯50万円 ○その他世帯30万円 ※市外業者施工の場合は半額	
住宅を購入する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	○購入代金が200万円以上の中古住宅、または建売住宅の購入	購入代金の10分の1 交付限度額： ○15歳以下養育世帯100万円 ○その他世帯50万円	
住宅をリフォームする場合	婚姻後1年を経過していない人、または6カ月以内に婚姻予定の人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること)、もしくは同居し扶養する子が15歳以下である人	○自らが居住し、自己または同居の親族などが所有する一戸建て住宅の修繕、改修、増築などの工事 ○市内の建築業者などが施工する場合で、補助対象工事費が100万円以上であること	対象工事費の10分の1 交付限度額：50万円 ※過去に住宅リフォーム事業費補助金・空き家活用事業助成金の交付を受けた住宅は、50万円から当該交付額を差し引いた額が上限となります	
婚姻後、民間賃貸住宅に入居する場合	婚姻後1年を経過していない人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること)	○家賃月額3万円以上の民間賃貸住宅を賃貸し、1年を経過していないこと	月額1万円を1年間交付	

問 住もうよ高梁推進課 ☎(21)0282